

総務産業委員会会議録

1. 開催年月日

令和6年12月11日 開会 9時59分 閉会 11時35分

2. 開催場所

委員会室

3. 出席委員名

荒 木 謙 二	三 宅 孝 之	多 賀 信 祥	山 下 憲 雄
細 羽 敏 彦	三 宅 文 雄	上 野 安 是	西 田 久 志
宮 地 俊 則			

4. 欠席委員名

な し

5. その他の会議出席者

(1) 副議長 西 村 慎次郎

(2) 説明員

副 市 長	猪 原 慎太郎	総 合 政 策 部 長	安 東 慎 吾
総 務 部 長	藤 原 雅 彦	建 設 経 済 部 長	岡 本 健 治
水 道 部 長	田 中 大 三	総 合 政 策 部 次 長	岩 本 展 到
総 務 部 次 長	片 井 啓 介	建 設 経 済 部 次 長	中 山 浩 一
水 道 部 次 長	曾 根 剛	会 計 管 理 者	高 木 正 文
監査委員事務局長	谷 本 充 浩	秘 書 広 報 課 長	西 本 勝 志
企画振興課長	片 山 直 紀	危 機 管 理 課 長	金 政 吉 伸
財 政 課 長	西 本 晴 雄	税 務 課 長	大 山 次 郎
商 工 課 長	亀 田 博 行	観 光 交 流 課 長	藤 岡 健 二
農 林 課 長	馬 越 敏 晴	建 設 課 長	池 田 泰 之
芳井振興課長	梶 井 克 也	美 星 振 興 課 長	藤 井 義 信
下 水 道 課 長	田 口 政 之	企 画 振 興 課 長 補 佐	岡 田 千 稔
総務課長補佐	安 部 肇	建 設 課 管 理 係 長	妹 尾 洋 典
上水道課業務係長	横 山 和 徳		

(3) 事務局職員

事 務 局 長	和 田 広 志	事 務 局 次 長	成 智 千 恵
主 任 主 事	谷 井 一 裕		

6. 傍聴者

- (1) 議 員 柳原英子、惣台己吉、坊野公治、佐藤 豊
- (2) 一 般 0 名
- (3) 報 道 2 名（山陽新聞、中国新聞）

7. 発言の概要

委員長（荒木謙二君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから総務産業委員会を開会いたします。

初めに、副市長のご挨拶をお願いします。

副市長（猪原慎太郎君） 皆さん、おはようございます。

12月に入りまして本当に本格的な冬を迎えております、朝晩も相当冷え込んでまいりましたので、くれぐれもお体をご自愛いただきたいと思います。

まず初めに、職員の採用試験のことですけれども、それこそ公務員離れとかということも言われてまして、今議会で一般質問もいただいておりますけれども、現在3回目の職員募集をやっております。7月の試験と9月の試験と、今募集してますのは来年1月の試験ということでありまして、事務職を5名募集をしております。それから土木技術職は3名、それから建築技術職を1名ということで、3つの職種について今現在、募集をかけているところでもあります。申込みの締切りは12月19日ということで、あと一週間ちょっとございます。委員さんの身近に該当になられるような方がいらっしゃったら背中を押していただければありがたいなと思っております。

次に、四季が丘団地の話題でありますけれども、四季が丘団地の住宅用地が残り2区画から今年度スタートしておりますけれども、まだ契約はできてないんですけれども申込みが1件出まして、順調にいくとあと残り1区画ということになります。四季が丘団地は平成17年だったと思うんですけど、第1期の分譲開始をしました。ですから、もう約20年が経過をしようとしているところでありまして、住宅用地があと一つ、それから福祉施設用地、もう小さいところなんですけど、あと2か所というようなところで、もうほぼ分譲ができたといってもいいような状態です。土地開発公社、そもそもの役割は地価がすごく高騰してた時期に先行取得をして、計画的な土地利用をやろうということが大きな目的でやっておりました。市の予算じゃなくて、土地開発公社が金融機関からお金を借りて運営していくというやり方をやっておったところでもあります。ただ、昨今、もう地価も下落してるということもありますし、土地開発公社自体の役割というものはおおむね終わってるんだろうなということを思っております。今後につきましては、解散も視野に入れて、これから事務を進めていきたいと思っております。

そういった中、本日は総務産業委員会を開催をいただきました。皆様方におかれましては、ご多用の中お繰り合わせご出席いただきまして、大変ありがとうございます。

この委員会に付託されております案件でございますが、条例案件が2件、事件案件が1件、所管事務調査が1件ということでございます。なお、会議システムに本会議報告事項を登録しております。後ほどお目通しいただきたいと思っております。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

〈議長挨拶〉

〈議案第64号 井原市職員定数条例の一部を改正する条例について〉

委員（山下憲雄君） 議案第64号について質問いたします。

現在の児童福祉施設の職員が19年は24人、5人増員の定数に改めたいということでありましても、この定数増のまず必要性についてこの間も説明いただきましたけれども、もう少し具体的な説明をお願いいたします。

総務部次長（片井啓介君） 井原市の第7次総合計画後期基本計画に定めております基本施策のうちの一つ、子育て支援の充実におきましては、保育分野において地域における子育て支援の推進、保育サービスの充実、子供と親の健康づくりの推進を図るというふうにしております。

しかしながら、保育現場におきましては、会計年度任用職員と短時間勤務保育士が半数以上を占めておりまして、職場への定着も高くなく、安定した保育サービスを提供する上で課題となっております。また、これらの保育士につきましては、募集をいたしましても必要な人数が集まらない状況でございまして、これに伴いまして園児の受入れにも支障となっております。

このため、常勤職員の保育士の採用を計画的に進めることといたしまして、現行の職員定数条例における児童福祉施設の定数を増やすということによりまして、保育所の受入れを進めていきたいということで、このたびの改正に至ったというものでございます。

委員（山下憲雄君） それぞれ継続してっていうのは、あちらこちらに数か所あるわけですが、5人を増員するというので、今後計画的な採用が行えるようにしたいということですが、今後のそういった5名を増員することで、人事政策あるいは効果が具体的に期待されるようなことがあれば、なお、またこの5名の想定される人件費等について補足いただきたいと思います。

総務部次長（片井啓介君） 採用につきましては、令和7年度から令和9年度の3か年におきまして5人対応していきたいというふうに考えております。

また、効果といたしましては、保育士の配置基準といたしまして、ゼロ歳児は乳児3人に対し保育士1名が必要となります。それから、1、2歳児は6人に対し1人、3歳児は15人に対し1人、4歳児以上は25人に対し1人というふうな配置基準がございます。これに伴いまして、それぞれの年度において保育園の入所の希望は違ってまいりますけれども、1人配置することによって、加えての人数、これだけの人数が園児受入れができるということでございます。

参考で申しますと、12月1日現在で、公立保育園3園ございますが、甲南保育園が定員90人に対しまして園児117人の受入れ、それから芳井保育園が定員45人に対しまして34人の受入れ、美星保育園は定員10人に対しまして14人の受入れとなっております。特に、芳井保育園につきましては、定員割れをいたしております。これは保育士の配置ができてないということで定員割れをしております。

さらに申しますと、保育園の希望の方で入れていない方もいらっしゃるということで、正規職員を雇うことでこういったことの対応もできるかなという期待をいたしております。

それから、人件費でございますけれども、これが委員の求められる答えになるかどうか分かりませんが、常勤保育士の場合の初任給が、6年4月1日段階、現在では20万8,500円となっております。これに加えて、共済費でありますとか、各種手当が発生してまいります。これが、5人分の3年間で、給与改定があるかもしれませんが、発生してくるということになってまいります。

委員（山下憲雄君） 女性の勤務が、想定ですけれども多いんじゃないかと思いますが、5名採用されることによって、いわゆる育児休暇と、そういったのは今、不足してるから何か支障が起こったりして、5名不足してる段階で起きたり、育児休暇が十分に取れないとか、そういった状況が発生してるということでしょうか。

総務部次長（片井啓介君） 育児休暇は、もう制度でございますし、権利なので、当然取っていただくべきものでございます。それに対して、会計年度任用職員を補充するというのを考えておりますが、いかんせん、会計年度、年度途中での募集に対しての応募がなかなか難しいということでございます。こういった場合、パートの保育士を雇うでありますとか、保育園内で分担の見直しをして対応するという、これに伴って、先ほど申し上げたような受入れがなかなかできにくくなるということは、逆に発生をいたしております。

委員（山下憲雄君） 大変保育士が不足してて、採用が難しいというのはそういう傾向があるというのは伺っております。ぜひ増員して、支障のないようにしていただきたいと思い

ます。

委員（多賀信祥君） 山下委員とちょっと関連するんですけども、増員ということで、本来の目的は保育の量を増やすということになるんだと思うんですけど、今勤められてる方がこちらの正規職員になられて、総数変わらないとかというパターンっていうのはないんですよ、純粋に増。

総務部次長（片井啓介君） 可能性としてはございます、会計年度の方が採用の条件、そこに合致すれば当然応募されてまいります。その後、試験によってももちろん合格されればそのまま身分が変わってくるということはあるんですが、逆に今度はそこに別の会計年度を当て込んでいくとかというようなことにはなろうかと思います。

委員（多賀信祥君） 先ほど、定着ということも目的の一つと言われたんで、必ず何か取組が必要なんだろうなと思いますけど、純粋に保育士が増えて、受入れの量を増やせるってということが一番の目的だということでしょうか。

総務部次長（片井啓介君） そのとおりでございます。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第65号 井原市職員コンプライアンス条例について〉

委員（多賀信祥君） まず、非常に必要な条例だと思う上で、理解を深めたいということで伺いたいんですけど、市民に対しても要請をしていると思うんです。である場合、井原市職員コンプライアンス条例という職員以外にも要請することがある場合、なぜ井原市コンプライアンス条例じゃなかったのかというところで、ちょっと疑問に思うんですが、それについて伺います。

総務部次長（片井啓介君） この条例につきましては、ご指摘のとおり職員に対するもの、職員もしくはその指定管理者の関係の方に対してのものになりますけれども、第1条にあります目的です。職務遂行に係る法令遵守、倫理意識の向上のための環境、体制の整備、

それから公正な職務の遂行の確保、透明で市民に信頼される市政の確立を目的といたしております。

職員がこういった職務の遂行をするに当たりまして、このたびの第6条に書かれている市民等の責務についておっしゃられてると思うんですけども、こういった職務の遂行を行う上で、支障になるのが不当要求行為になってまいります。それは市民の方からによるものという想定をしておりますので、これを市民の方にはしていただかないようにという意味合いで、ここに市民等の責務ということで規定をさせていただいております。あくまでも、それに対しての職員をどう守っていくとか、職員が違法行為を犯さないように公益通報制度を設けるとかといった内容の条例となっております。なので、職員コンプライアンス条例というふうに規定をいたしております。

委員（多賀信祥君） 私がこれまで目にしたものでいうと、市職員というよりも何々市コンプライアンス条例というもののばかりを目にしてきたもんですから、特に居座り行為なんかということを具体的に書かれているところを見ると、やはり市民の方にも協力を得るべき条例なのかなという思いが強いので、今、伺わせていただきました。

今の説明でいうと、この条例についての周知というのは市全体に、市民に対して行うということは考えられてないということで理解すればよろしいでしょうか。

総務部次長（片井啓介君） 12月でご審議をお願いし、ご議決いただけたらと思っておりますけれども、施行自体は来年の4月1日としております。当然、その間には職員に対しての研修を行います。あわせまして、こういった条例を策定したということで、市広報などを通じて市民の方にもお知らせをして、理解をしていただきたいというふうに考えております。

委員（多賀信祥君） 今の説明を聞くと、職員というのがちょっと引かかるんですけど、それはそれでと思います。

それから、公益通報に関してですが、この条例の中身でいうと、内部通報を主というふうに読み取れます。外部通報については議論されたのかなのか。

総務部次長（片井啓介君） 外部通報につきましては、上位法令であります公益通報者保護法のほうに規定がございまして、そちらにも内部通報と行政通報という、いわゆる捜査機関等への告発、こういったもの、それから例えば報道とか、そういったところへの外部の通報の3種類が規定されております。

井原市の職員に対してというか、井原市に対してのものはもう内部通報、もしくはこの中であります外部委員会、このたび第三者の方で組織をしていただきますが、そちらへの通報、この2種類を考えております。

委員（山下憲雄君） 議案第65号ですけれども、コンプライアンスというと法令遵守と日本語で普通言われてるんです。法令遵守というたら分かりやすいんですけども、コンプライアンスといった途端に範囲が漠然としていてなかなか理解に、条文を読んでいくのも大変なんですけれども、今までも井原市にはコンプライアンス条例、コンプライアンスに関連する規定なり、要綱というのがあったかと思うんです。それが機能したことが、最近というか5年前後のあたりから今日まであったのかどうか。それがあって、なおかつ改めてここに井原市職員コンプライアンス条例を制定をするということに踏み切った経緯について、副市長の説明が幾らかありましたけれども、本会議場で。加えて説明があればお願いいたします。

総務部次長（片井啓介君） 今、山下委員さんのほうからご紹介ありましたが、今までの井原市におきます公益通報、それから不当要求防止につきましては、内部規定であります要綱で運用をしておりました。井原市職員の公益通報に関する要綱、それから井原市不当要求等の防止に関する要綱、この2つで対応してきたということなのですが、実際には具体的な案件というのはございませんでした。

このたび、条例化をするということでございますが、皆さんご承知のとおり、昨今、いろいろと公務員を取り巻くいろいろな報道がございます、兵庫県知事のようなこともありますし、先ほどご紹介ありましたカスタマーハラスメントなどもございますが、そういった情勢の中で、改めて我々井原市職員に対するこういった倫理とか、そういったあたりの意識づけ、それから職員が安心して公正に職務遂行ができるような環境体制づくりをしたいということ、加えまして、先ほど多賀委員さんからもお話がありましたが、市民等に対しまして不当要求行為、こういったものはしないでいただきたいというような、市としての考え方を示そうということで、このたびの条例化に至ったということになります。

委員（山下憲雄君） 職員の意識を向上する研修等々については、今後、実施されると思います。要するに、市民も非常に関わりが大変多いわけで、その市民に対してメディア、あるいは広報等を通じていろいろと告知していくという話もありましたが、そういう市民の側にもコンプライアンスを意識してもらわないとならんというケースもたくさんありますので、できる範囲で市民への説明会等々、必要なことがあるのかないのかも検証していただいて、口頭説明等々も設けていただくような場があったほうがコンプライアンス条例というのが機能していくんじゃないかと。広く認知されることが重要なことじゃないかと思います。

委員（上野安是君） 9ページ、第7条に違反行為があった場合の措置ということで、任命権者が調査を行う、または井原市のコンプライアンス外部委員会、もしくは井原市コンプライアンス推進会議に調査を行わせるものとするを書いてありますが、ここの線引きが何かありますか。

総務部次長（片井啓介君） 内部調査の関係でございますけれども、こちらにつきまして、職員の違反行為というものを前提といたしております。もしくは、行った疑いがある場合というものを前提しておりますが、当然、任命権者が直ちに調査を行うこととなります。その内容によりましては、市において組織的な調査や第三者による調査が必要になってくるような場合も考えられております。

任命権者の調査を踏まえまして、次の段階は内部調査になります。そこでは、井原市コンプライアンス推進会議、これは職員のほうで構成をいたしますが、そちらで調査を行います。その調査の内容によって、さらに外部の方に判断といいますか、考え方をお伺いしたいというふうに考えた場合には、第三者調査機関でありますコンプライアンス外部委員会のほうに調査、審査依頼を行いまして、そちらで審査をしていただきます。

その結果をこちらのほうへフィードバックさせていただいて、その意見を付していただくんですが、その意見を尊重し、何らかのお答えを出していくというふうな流れとなっております。

委員（上野安是君） 一旦、推進会議でもまれて、これが外の方の意見も聞いたほうがいいというところで外部委員会が発足というか、開かれるというような意味合い、そこは分かりました。まだ線引きのところが外部に聞かにゃいけん内容なんか、内部で済ませるんかというところが微妙なところが分からないけど、どういうふうにされるんかなっていうところがあります。ですから、内容によっては推進会議だけで終わるっていうところがあるんですね。

総務部次長（片井啓介君） 場合によってはあり得るということです。ただ、なぜ外部委員会というものが存在するかというところになってくると思うんですけれども、公務員というのが身分保障をされている部分があります、こういった疑いだけで処分はできないというふうな部分もございます。違反行為がもう明々白々な場合は、推進会議のほうで何らかの答えが出せるということにはなろうかと思いますが、疑いがあるとか、こういったときに職員だけの判断がなかなか難しいということになった場合に、外部の例えば弁護士さんや大学教授を想定いたしておりますけれども、外部委員会のほうで専門的知見を踏まえた上で意見を出していただくということにしておりますので、ここで今、具体的にこういった場合というのは申し上げられないんですけれども、考え方としてはそういう考え方を持っております。

委員（上野安是君） それでは、推進会議のほうでいろいろもんだ結果、外の委員の方に聞いたほうがええなという判断をしたときに、それを一旦任命権者に打診というか報告をして、任命権者が判断して外部委員会を開くという、こういうような流れということによろ

しいですか。

総務部次長（片井啓介君） 推進会議で調査をし、コンプライアンスの外部委員会に調査、審査をしていただく場合は、もう直接外部委員会のほうへ通知をいたします。任命権者のほうには、特段外部委員会に調査を依頼したということは通知、報告はいたしません。

委員（上野安是君） 条文を変えれんかも分かんけど、何かそこはワンクッションというか、だから推進会議では、任命権者の判断はそこには介入せずに推進会議の判断でということで、今、聞いてからそうなんかなとは思ったんですけど、何か一旦、任命権者に戻す方法もあるのかなみたいな、思ったところです。今、言われたその内容でいけるというのであれば、それで大丈夫なんでしょう。分かりました。

委員（三宅孝之君） コンプライアンス条例の作成に当たって、公益通報とかによって公正な市政がこれから保たれるということと、あと、職員の不当要求行為によって、職員の安心な職務ができるということで、要綱から条例に変わることでとてもいい条例だなというふうに思っています。

そこで、お伺いしていくんですけども、この条例を策定するに当たって、この条例策定の考えとメンバーっていうのはどのあたりになるんでしょうか。総務部のほうで考えられてされたものなのか、それとも条例を策定する特別なチームがあったのか、その辺教えてください。

総務部次長（片井啓介君） ここにおります総務部長、それから私、それから総務課のメンバーで情報収集しつつ、井原市の規定の要綱の内容も踏まえまして、この案を作成をいたしております。

委員（三宅孝之君） この条例策定に当たって、参考にした自治体、議会説明会でもお聞きしたんですけども、どの辺りの自治体を参考にされたんでしょうか。

総務部次長（片井啓介君） 県内で先行的に条例化されている市が何市かございます。その中で、先ほど申し上げました規定の要綱、そういったあたりを盛り込むに当たりまして、特に参考にいたしましたのは総社市の条例でございます。そこに井原市のエキスを入れて、このたびの条例の内容というふうにいたしております。

委員（三宅孝之君） 議会説明会のほうでは総社市及び赤磐市とか玉野市とかというふうなところ辺も出たような気がします。そこでお聞きするんですけども、ここの中でちょっと気になるのは、第2条のところです。ほかのところの自治体でも入っているんですが、井原市では入っていない言葉があります。それは何かっていうと第2条の職員です。一般職員と特別職員に分けて職員を説明されてあると思うんですけども、第2条（1）のところで、2行目です。「同条第3項第3号に規定する非常勤職員」っていうところ辺なんですけども、

第3条には主な特別職の職員が出ていて、ほかの自治体には市長という言葉が入っています。市長並びに副市長という言葉が入っているんですけども、井原市は市長はこれには入らないんですか。

総務部次長（片井啓介君） 市長、この条例の中で言うと任命権者という形での言葉で登場いたしておりますけれども、職員が例えば違法行為を、違反行為を行った場合、それから不当要求を受けている、こういった場合にいろいろな措置を取る側の者として市長はここで登場してまいります。市長に対する例えば公益通報でありますとか、そういったものにつきましては、この条例ではなくて、最初に申し上げました公益通報者保護法、こちらはあくくりになっておりますので、そちらのほうの訴状において市長に対する様々な公益通報であるとか、そういったものについてはそちらの法律で対応していくというふうに考えております。

委員（三宅孝之君） とすると、第2条（2）には職員で副市長及び教育長というふうにあるんですけども、市長は入らないのは、ほかのところでコンプライアンスっていうものを考えているのでここには入らないということなんでしょうけども、それでしたら副市長も市長も同じじゃないですか。その辺はどうなんですか。今後、今の市長だということではなくて、今後永遠と続く市長のコンプライアンスっていうことを考えれば、ほかの自治体に市長という名前があるのであれば、別にやましいことでなければもう市長という名前を入れたらどんなでしょうか。

総務部次長（片井啓介君） ちょっと語弊があるかもしれませんが、やましくて削っているわけではありませので、そういった法律で十分カバーができているものに加えて、市としての条例化をしているわけです。それは職員に向けての条例でございますので、あえて市長は入れていないというふうにしております。

委員（三宅孝之君） 今後、ほかの自治体もそうですけども、昨年10月に近江八幡のほうへコンプライアンス条例の視察に行きました。その近江八幡でも市長という名前が入っていました。そこで、先にお聞きしたところ、副市長とか教育長とか職員が入っているのに市長が入らないことの理由がよく分からないというご意見もいただきました。

そのあたりを含めて、ぜひ、公正な職務の遂行を確保するという目的であるならば、市民に信頼される市政をとということであるならば、市長が率先してコンプライアンスを遵守しているっていうことを見せるためにも、ここに入るべきではないかなというふうに考えるんですけど、いかがでしょう。

総務部次長（片井啓介君） 繰り返しになりますけれども、基本は法律で我々縛られているわけでございます。そういった中で、ここに規定しているもの、職員倫理でありますと

か、不当要求、それから公益通報、これは当然の内容、あえて明文化をしているということでございますので、それで加えまして、市の条例ですから、市としてこういう考え方で臨んでいこうと、市民の皆様のご協力、ご理解をいただいてやっていこうというものでございますので、そこに、あえて市長を入れないといけないというふうには考えておりませんし、この条例の中では、市長はそういった違反行為に対する職員への措置であるとか、それから不当要求をしてくる方に対しての是正とか、そういったところに出ていってもらおうとか、命令とか、勧告とか、加えて言えば、捜査機関への告発とか、そういったところでは市長名でやっていくわけですから、そういう部分で市長はコンプライアンスを守っていくという立場になっておりますので、市長を縛るものは、先ほど申し上げました法律のほうで十分縛れると思っております。

委員（三宅孝之君） じゃあ、ほかの自治体とかに比べて井原市のほうは、もう市長を入れなくても、市長はコンプライアンス遵守っていうものは、当然で持っていて、市長のほうはコンプライアンス遵守、職員のために、守るためのほうに重きを置いているので、市長は入れなくてもいいということなんでしょうけども、今の市長とか、これから市長がコンプライアンスを、法令遵守というものがされないことも含めて、そういったことをお聞きしたんですけども、総務部の中でそういったことが決められてあるなら、これからのことについて市の職員が公平公正に、そしてまた、不当要求に市の職員が困らないようにしっかりとこの条例でもって、どんどんどんどん市がよくなっていくこと望んで質問を終わります。

総務部長（藤原雅彦君） すいません。今、三宅委員のほうから市長は職員を守るためにという表現があったんですが、守ることもありますけど、違法行為があればもちろん懲戒処分とかしますんで、そういった厳正な処分にも市長は任命権者として対応します。

委員（宮地俊則君） 1点、確認させてください。この条例そのものが職員が遵守すべき倫理原則を規定という形で、職員側から書かれてるんですけども、俗に言う不当要求行為などへは、これは主語が載ってない、その行為を列挙されてはおりますけど、主語が対象が書いてないんですが、当然ながらこれは職員以外の全て、市民であつたり議員も含めて、それからもちろん市外の方、団体等も含めてということよろしいですね、確認させてください。

総務部次長（片井啓介君） 今、おっしゃられたようなんですけども、第2条の用語の意義というところでございます。不当要求行為の前段は要望等になると思います。そこからある種、度を越えたような部分が不当要求行為になると思いますが、第2条の第7号に要望等という定義をいたしております。その中で、職員以外の者が職員に対して行う要望であるとか提言、相談、意見、苦情、その他これらに類する行為という定義をいたしておりますの

で、先ほど、委員さんが言われたような前提になってまいっていると思います。ただ、議員さんの場合は、議員という立場でご意見をいただく場合は、もちろん表現の仕方とか、そういったところでは変わってまいりますが、基本的にはご意見なり、ご要望なり、ご提言というふう
に受け止めていこうとは思っております。

委員（宮地俊則君） 分かりました。

委員（三宅孝之君） もう一つ、聞かせてください。

コンプライアンスのほうの委員会というか推進議会と外部委員会がありました。まず、通報とか、不当要求行為があったときの窓口はどこになるんですか。それが出てないようなんですけど、窓口が一本化されてるのか、それとも任命権者はそれぞれなのか、その辺りを教えていただきたい。

総務部次長（片井啓介君） 基本的には、窓口は総務課が窓口となります。

規定の要綱の表現でいいますと、総務課長というふうに記載はされておりましたけれども、窓口は総務課がこの業務、事務を所掌していくということで考えております。

委員（三宅孝之君） 例えば、公益通報の場合だとすると、総務課が窓口とすると、総務課の誰々じゃなくて総務部全部が窓口になり得るということですか。その辺を教えてください。

総務部次長（片井啓介君） 指定をいたします。全員ではなくて、この職員ということで指定をいたします。

委員（三宅孝之君） それは決まってないです。これから決められるのか、1人なのか、それとも2人なのか、それによって例えば通報者保護法、通告者を保護するというものがあるんですけども、それが窓口が1人、2人、3人、4人ってあればあるほど、その保護っていうものが守れなくなるので、そのほうの窓口の一本化というものはとても大事だと思います。そういった意味でちょっとお聞かせ願いたいなというふうに思っています。

総務部次長（片井啓介君） 窓口が多いことが逆によくないこともあると僕は思っていますが、私を含めて、うちでいうところの職員系の係長でありますとか、そういったところに限定をして指定をしていきたいと考えております。

委員（三宅孝之君） ぜひ公益通報をした方の保護、人権を守るためのそのあたりのことをしっかりしていただいて、窓口一本化することによって秘密とか、そういったものの情報が漏れないようなことをしていただきたいなというふうに思って終わります。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第67号 井原バスセンターの指定管理者の指定について〉

委員（山下憲雄君） バスセンターで長い間この北振バスにお世話になってると思うんですけれども、まず業務の範囲、どういうことをお願いしてるのかというもの、そのまた今現在の報酬の基準というんですか、仕事があってその報酬があって、その評価があってといったようなことがなされてると思うんですけれども、そこら辺について説明をお願いします。

企画振興課長（片山直紀君） 指定管理者が行う業務内容といたしましては、バスセンターの利用の許可に関する業務であったり、バスセンターの施設及び設備の維持管理に関する業務というふうになっております。

井原市が、指定管理者にお支払いをしているものは指定管理料として一括でお支払いをさせていただいております。指定管理料の内訳としましては、人件費と需用費としまして消耗品費、その他光熱水費など、そういったものがございます。

委員長（荒木謙二君） 指定管理料も聞かれとるということで、報酬と言われたんで、指定管理料ということによろしいですか。

委員（山下憲雄君） はい。

委員長（荒木謙二君） 指定管理料について説明をお願いいたします。

企画振興課長（片山直紀君） 指定管理料につきましては、令和7年度からの指定管理料については、議決をいただいた後に予算化に向けて協議をさせていただくこととしておりますが、これまで5年間でいきますと、5年間の合計が2,773万円となっております。

委員（山下憲雄君） 仕事をお願い、いろいろ設備の維持管理等々があるんですけども、それでまた更新なり、ずっとこうしていくんですが、5年間の間に仕事をお願いしてる関係の評価したり、どういうことを管理されてるか、評価の基準、仕事を管理する、その辺は何か基準が、もう一回お任せしたらずっと何もしないで5年間ということないと思うんですけど、その辺の管理体制はどうなってますか。

企画振興課長（片山直紀君） 指定管理の中身について、一件一件評価ということまではしてありませんが、毎年、指定管理料というものは増減しておりますので、そういった中で指定管理料を決定する際にいろいろなヒアリングというものはさせていただいてはおります。

委員（山下憲雄君） なかなかお願いする立場、市のほうから仕事をお願いするという、お任せするという立場で少し代替えの人がいなかったりすると、弱気になって、報酬等々に基準もないとなればあまり甘い契約内容になるじゃないかと思うんですけども、そこら辺はいかがですか。

企画振興課長（片山直紀君） おっしゃるとおり何もしなければ、事業者さんの意見を丸飲みといたしますか、そういったことをしているわけではございませんで、先ほど言いました2, 770万円という5年間の指定管理料、これにつきましては令和2年から順に申しますと、586万円、574万円、575万円、592万9, 000円、令和6年度に至りましては440万円というふうに、その都度その都度必要なものを判断はしているところであります。

委員（山下憲雄君） 明確な仕事をお願いする仕事の範囲と、それに対する求める値というものがあって、それでちゃんとして評価して報酬を決定していくというような仕組みを明快にしたほうが、いろんな指定管理者がほかにもあられるわけですけど、何か仕組みがあるかと思うんですね。そこをちょっとお伺いしたかったんですけども、今のところそういう評価基準とかといったようなことじゃなくて、ヒアリング等々でそういうことを確認してるというような理解をいたしました。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

委員長（荒木謙二君） 以上で議案の審査は終了いたしました。

なお、委員会報告書の作成につきましては、委員長にご一任願いたいと思います。

〈異議なし〉

〈所管事務調査〉

委員長（荒木謙二君） 本日の所管事務調査事項は、市民の安全性向上を目的とした外側線の現状把握と改善策の検討についてであります。

このほかに不測の事態により緊急に所管事務調査事項として追加すべきと思われる提案がございましたら、ご発言願います。

〈なし〉

〈市民の安全性向上を目的とした外側線の現状把握と改善策の検討について〉

委員（上野安是君） 整備計画、なかなか立てにくいというところはあると思うんですけども、整備せにゃいけん延長の距離に対して、長さに対して、この３年間で整備延長を計算すりゃあ５３．３キロメートルは整備したよという話なんです。残りが仮に５００キロ残ってるとしたら、当然のことながら３０年かかってしまうという、その間には一旦整備したところがまた劣化したりとかということも考えられるので、先ほど言われた優先順位が必要で、そこからそこから先にやっていきようと、結果的に今、全然線が入ってないところがいつまでたっても線が入らないという状況にはなりやすいのかなと。予算というか、経費を見てみると、年々増えてというか、ところが全体の予算が全然増えてないのに、線だけのところが増えてっていうのもちょっとナンセンスな話なんで、なかなかない予算の中でいろいろ工夫してやってはいただいているんだろうけど、我々が年齢も行って、夜運転しようと思ったら全然線が入ってなくて、どこを走りよんか分からんみたいな状態もあると、そういう状態の道路が非常に多いという言い方をしたらちょっと語弊があるのかもしれませんが、通るところ、それは市道も含め、県道、国道、全てなんですけども、なかなか運転しづらい道路が多いなというのを感じているところなんです。だから、その辺を何かいい方法をといってもお金がなければ、それは確かにできないんですけど、その辺を計画も含めて、それから我々から連絡をしてというか、こういうところどがんかならんかみたいな連絡もして、その辺の情報も含めて、だからその優先のさせ方でもないよな、そこへ行きようたらほかのところできんようになるのも重々分かるんですけど、大事故につながるおそれがある今の道路状況かなみたいなのを思っただけで、今回こういう質問というか調査をしました。だから、その辺

も今、なかなか計画を立てにくい中ですが、きちっとした使えれる予算の中でより有効的な使い方をしていただきたいなみたいのを真摯によろしくお願い申し上げます。

委員長（荒木謙二君） 答えはよろしいですか。

委員（上野安是君） いいです。

委員（西田久志君） すいません、ちょっと聞いてなかったかもしれませんが、維持管理の状況、今、上野委員が言われた中で、どれも経費で、一番下の年間予算をつついっぱい使うというようなことはできないんですか。

建設課長（池田泰之君） 年間予算ぎりぎりいっぱいといいますのが、この予算の中では先ほど説明しましたが、ガードレールとかガードパイプとか視線誘導標、反射板なんですけど、そういったものを全部含めての予算となっております。この予算全部を区画線にっていうことは考えておりませんで、必要な箇所へのカーブミラーとか、そういったものにも対応をせにゃいけないんで、つついっぱいとはちょっと難しいと考えております。

委員（西田久志君） 分かりました。

委員（多賀信祥君） 分かりやすい説明いただきました。1点、市民が日常生活の中で県道や国道も使うわけですが、そのときに市民に困り事ということで相談された場合の対応について伺いたいと思います。

建設課長（池田泰之君） 国道、県道も当然皆さんよく通られます。そういった中で、要望等、あと市の職員のパトロールであった情報につきましては、岡山県の井笠の地域事務所のほうへ、前もって現地を確認しまして、そういった資料等を添えて要望をいたしております。

委員（多賀信祥君） 年間通して、ある程度情報をまとめていく、その都度要望されておることによろしいでしょうか。

建設課長（池田泰之君） 情報等を把握した段階、そういったときにその都度要望をしております。

〈なし〉

委員長（荒木謙二君） 本件については終わります。

ここで執行部の方にはご退席願いたいと思いますが、何かございましたらお願いします。

副市長（猪原慎太郎君） 終わりに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、慎重にご審議をいただきまして大変ありがとうございました。

今議会を通じていただいております様々なご意見、ご提言等につきましては、今後の市政に反映をしていきたいと思っております。なお、明日は予算決算委員会でございます。引き続き、慎重なご審議をお願いいたします。本日は大変ありがとうございました。

委員長（荒木謙二君） 執行部の皆様には大変ご苦労さまでした。

〈休憩・執行部退席〉

〈議会への提案について〉

〈提案１件について、執行部へ意見を照会することに決定し、提案２件に係る回答案については、正副委員長案のとおりで決定。〉

〈その他〉

〈なし〉

〈議長挨拶〉

委員長（荒木謙二君） 以上で総務産業委員会を閉会といたします。